



平成29年3月29日

各 位

上場会社名	瀧上工業株式会社
代表者名	代表取締役社長 瀧上品義
コード番号	5918
上場取引所	東証・名証（第2部）
問合せ先責任者	取締役執行役員管理本部長 瀧上定隆 （電話番号 0569 - 89 - 2101）

## コンプライアンスの再構築及び再発防止策について

当社の社員3名が、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所が発注する田中川橋工事の入札等に関して、贈賄等の容疑により、平成28年10月21日に名古屋地方検察庁から起訴され、平成29年3月8日に執行猶予付きの有罪判決が確定いたしました。このような事態に至りましたことは誠に残念であり、株主の皆様やお取引先をはじめご関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを重ねてお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この事態の重大性を厳粛に受け止め、一日も早く信頼を回復するよう努めるとともに、コンプライアンスを経営の最重要課題として掲げ、社外の委員を中心とした「コンプライアンス検証委員会」と代表取締役社長を委員長とした「再発防止委員会」を設置し、事件の総括と原因究明に関して議論を重ねてまいりました。

このたび、再発防止委員会による調査結果やこれを踏まえた再発防止策について、コンプライアンス検証委員会による客観的な検証を終え、当社における再発防止策を取締役会において決議しましたので、その概要を下記の通りお知らせいたします。尚、今後、両委員会は、今回の再発防止策のモニタリング活動を重点的に行うとともに、コンプライアンス全般の点検も実施してまいります。

### 記

#### 1. コンプライアンス宣言

当社は全社員が、企業活動の中心にコンプライアンスの推進を存続の大前提とし、あらゆる法令を遵守し、高い倫理観を持って行動することを宣言するとともに、コンプライアンスカード等を携帯し、意識高揚に努めてまいります。

#### 2. 経営トップのコミットメント

今回、公務員に対する贈賄等により有罪判決を受けた事態に関して、新年度の方針発表や、各種会議ならびに朝礼等における社長訓示・講話などのあらゆる機会をとらえて、経営トップである代表取締役社長から直接、すべての社員に対して、コンプライアンスを経営の最重要課題として重視している旨のメッセージを繰り返し伝えることに取り組んでまいります。

### 3. コンプライアンス体制の見直し

コンプライアンスを経営の最重要課題として推進し、それを会社全体に周知するための常設専門委員会として、代表取締役社長を委員長とする既設の「コンプライアンス委員会」に加えて、コンプライアンス活動をよりきめ細かい全社的な活動とするため、新たにコンプライアンス統括取締役1名と各部門にそれぞれ1名のコンプライアンスリーダーを任命します。

### 4. 違反行為を未然防止するための方策

#### (1) 「営業本部コンプライアンスガイドライン（行動基準）」の改定

営業活動における、より厳格な法令の遵守と業務の透明性の確保を目的として、「営業活動等コンプライアンスガイドライン（行動基準）」に改定いたします。営業職等、公務員や競合他社と接触する可能性のある社員はもとより、事務・技術部門の全社員に配布し、その周知徹底を図ります。

#### (2) 研修等の啓蒙活動の推進

国家公務員倫理法や国家公務員倫理規程等の基本的な考え方を周知し、当社の事業活動に応じたリスクについての啓蒙を行うために、主に有識者等の招聘による専門的な研修を充実させてまいります。新年度におきましては、再発防止委員会のメンバーが研修を受講した後に、自らが講師となり他部署に展開していく研修会を3か月に1回のペースで実施してまいります。息の長い活動とするため、実例を踏まえたケーススタディの導入等、研修内容やテーマについても、あらゆるリスクを考慮しながら取り組んでまいります。また、同様の教育研修を関連会社社員向けに実施してまいります。

#### (3) 交際・接待費申請制度の整備

今回、問題となったのは、公務員に対する飲食接待であります。法令上禁止されているものであり、営業活動推進のために遵法意識が下回ったことが最大の要因との判断から、今後についての交際・接待費の申請は要請部署の部門長が決裁した後、内部牽制部門としての監査室がモニタリングすることとし、チェック体制の強化を図り、不適切な使用や不正な使用の防止に努めます。

### 5. 違反行為が行われていないかのチェックと情報収集の仕組み

#### (1) コンプライアンス監査の実施

「企業行動規範」、「コンプライアンス規程」や「営業活動等コンプライアンスガイドライン（行動基準）」等の周知徹底状況を監視するとともに、会社内でのコンプライアンス違反、その兆候の有無を社員にヒアリングします。必要があれば、抜き打ち監査等踏み込んだ手法も検討、実施します。

#### (2) 内部通報制度の整備

従前より、社内における内部通報窓口を監査室としていますが、新たに社外の通報窓口を設置し、社内外に通報窓口を設けます。法令違反や倫理に従わない場合には企業はもちろん社員にとって社会的・経済的制裁が与えられることを認識させ、「内部通報制度規程」に基づき内部通報制度の重要性をすべての社員に周知・徹底させるとともに、通報者の保護や責任の減免等についての細心の配慮を以って確実に実施します。

## 6. 適切な人事管理

社員が違法行為に手を染める可能性を根絶するため、グループ会社間の異動も含めた人事ローテーションを実施するなど、適切な人事管理を推進してまいります。

## 7. コンプライアンスの日の設定

### ①風化の防止

毎年10月21日を「瀧上工業グループコンプライアンスの日」に設定し、全社員がコンプライアンスの大切さを再認識いたします。

### ②啓蒙活動

毎年、「瀧上工業グループコンプライアンスの日」に併せて啓蒙活動を実施し、法令違反行為に対する教訓を風化させないようにいたします。

以 上